

特記仕様書

業務名 旧高田東高等学校 地形測量業務委託
業務場所 大和高田市松塚 地内

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量作業共通仕様書」（奈良県県土マネジメント部）、「奈良県公共測量作業規程及び同運用基準」（以下「共通仕様書等」という。）によるものとする。

第2条 本業務は、旧高田東高等学校の土地利用検討に係る地形測量業務である。

第3条 以下、共通仕様書等に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総 則

第1条 （技術者の要件）

本業務については、重要度の比較的高い業務であり業務実施に当たっては、測量作業共通仕様書第8条に規定した主任技術者とは別に技術者（測量法に基づく測量士もしくは測量士補の有資格者）を配置すること。

第2条 （提出書類）

1. 「発注者が指定した様式」とは、奈良県県土マネジメント部が定める測量作業等関係提出書類の様式（以下「提出書類様式」という）をいう。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 上記のほか、発注者が必要とする書類について、受注者は期日を遵守し、提出するものとする。

第3条 （業務計画）

1. 本業務の履行にあたっては、着手時期及び測量箇所について、事前に打合せを行い監督員の指示に従うものとする。また、その事前打合せをもとに、業務計画書を提出すること。
2. 地元回覧用資料の作成を行い、その周知後に作業を開始すること。
3. 受注者と発注者は密に工程管理を行い、相互に協力し、工期内に完了できるよう協力しなければならない。

第4条 （打ち合わせ等）

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回行うものとし、業務着手時及び成果品納入時には主任技術者が立ち会うものとする。

中間打合せは、監督職員と協議上、打合せ回数を変更できるものとする。
打合せ回数の変更による当初契約の設計協議の変更は行わないものとする。

第5条 (資料の貸与及び返却)

貸与する資料等は、請負者は借用に対し、提出書類様式にある借用書を監督職員に提出し、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。

第6条 (土地の立ち入り等)

1. 現場での作業を実施する場合、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
2. 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
3. 身分証明書の内容については、請負契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
4. 身分証明書の発行対象者は、現場での作業を実施する者の全員とし、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
5. 請負者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
6. 強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については、別途とする。
7. 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は請負者の負担とする。
8. 本業務に必要な既知点（三角点等）の存在する土地所有者への立入り承諾は、当委託業者により行うこと。

第7条 (電子納品)

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子納品とは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領(案)：(以下、要領)」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン(案)」(以下、両者を総称して「要領」という。)に指示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議すること。

第8条 (成果品の提出)

1. 成果品は「要領」に基づいて作成した電子データを従来方式の原稿に代わるものとしてCD-Rに納め2部(正・副)提出するとともに製本版2部(報告書(簡易製本)2部、図面(原版及びA3縮小版)2部)を納品する。「要領」で特に記載がない項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
2. 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

第9条 (その他)

1. 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定するものとする。
2. 測量業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。

第2章 地形測量

第1条 (現地測量)

1/500精度で現況平面図を作成すること。

なお、当該業務範囲で欠損箇所が生じた場合は、必要に応じ、都市計画図等で補足を行うこと。

第2条 (横断測量)

測量間隔(方眼測量)は、20mメッシュを基本とする。

現地踏査の結果、測量間隔を変更する必要がある場合は、監督職員と協議のうえ、変更すること。